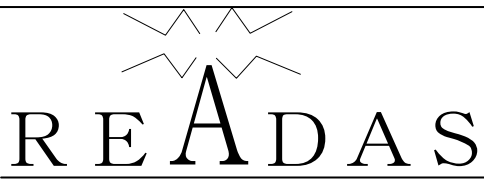


第 5961 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 5月23日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ ソフトウェアの取得価額と耐用年数

Q：ソフトウェアの開発をしています。取得価額と耐用年数は、どのようになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

ソフトウェアは、減価償却資産（無形固定資産）に該当し、取得価額と耐用年数は、次のようになっています。

① 取得価額

イ. 購入した場合

取得価額＝購入代価＋購入に要した費用＋事業の用に供するために直接要した費用
この場合、そのソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、取得価額に算入します。

ロ. 自社で製作した場合

取得価額＝製作等に要した原材料費、労務費及び経費の額＋事業の用に供するために直接要した費用

この場合、次のような費用は取得価額に算入しないことができます。

- ・ 製作計画の変更による仕損じ
- ・ 研究開発費
- ・ 間接費、付随費用等で少額（製作原価のおおむね3%以内）のもの

② 耐用年数

耐用年数は、次のようになっています。

- イ. 「複写して販売するための原本」又は「研究開発用のもの」は3年
- ロ. 「その他のもの」は5年

